

介護保険の基本報酬及び滞在費・食費(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.88円

②ユニット型短期入所生活介護費(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	561	611円	1,221円	1,831円	
要支援2	681	741円	1,482円	2,223円	
要介護1	746	812円	1,624円	2,435円	
要介護2	815	887円	1,774円	2,661円	
要介護3	891	970円	1,939円	2,909円	
要介護4	959	1,044円	2,087円	3,130円	
要介護5	1,028	1,119円	2,237円	3,356円	

※長期利用の適正化(自費利用を挟んで、連続して60日(要支援者は30日)を超えた場合)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	503	548円	1,095円	1,642円	
要支援2	623	678円	1,356円	2,034円	
要介護1	670	729円	1,458円	2,187円	
要介護2	740	806円	1,611円	2,416円	
要介護3	815	887円	1,774円	2,661円	
要介護4	886	964円	1,928円	2,892円	
要介護5	955	1,039円	2,078円	3,117円	

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×負担割合(1割、2割又は3割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 自費利用なしに、連続して30日を超えて利用している場合、30日を超える日以降は、保険給付されません。この場合、全額自己負担となります。

③滞在費(1日当たり)、食費

○ユニット型個室

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
滞在費	820円	820円	1310円	1310円	3,000円
食費	300円	600円	1000円	1300円	朝食350円 昼食650円 夕食750円

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.88円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218 円	436 円	653 円	
若年性認知症利用者受入加算	120	131 円	261 円	392 円	
送迎加算	184	201 円	401 円	601 円	片道につき
緊急短期入所受入加算	90	98 円	196 円	294 円	
長期利用者減算	-30	-33 円	-66 円	-98 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(8.3%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(2.3%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.6%)				

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×負担割合(1割、2割又は3割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 緊急短期入所受入加算、長期利用者減算は要介護者のみです。

※ 自費利用なしに、連続して30日を超えて利用している場合、30日を超える日以降は、保険給付されません。この場合、全額自己負担となります。

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合。7日を限度とする。
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合。片道につき加算を行う。
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。7日(やむをない事情がある場合は14日)を限度。
長期利用者減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み連続31日以上60日以下利用している場合。
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の研修及び賃金体系を整備し、介護職員の職場環境等を改善した場合。
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
送迎	送迎に要する費用 (送迎加算を算定する場合を除きます。) ただし送迎加算を算定する場合でも、利用者の居宅が事業所の通常の送迎の実施地域にない場合、通常の送迎の実施地域を超えた所から片道1kmあたり50円を徴収します。	
キャンセル料	利用予定日の前日10時までに右記の連絡先に連絡がない場合、1日の滞在費の50%及び食事の提供に要する費用を徴収します。	045-443-7772
理美容代	実費	
日常生活費	実費	
レクリエーション・クラブ活動原材料費	実費	
行事費用	実費	
私物洗濯代	実費	

(以下余白)